令和８年１２月８日招集

市　議　会　１２　月　定　例　会　議　案

（　一　般　議　案　）

新　　発　　田　　市

議案番号	件名
議第４７号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第４８号	新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第４９号	新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第５０号	新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第５１号	新発田市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第５２号	新発田市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議第５３号	新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について
議第５４号	新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第５５号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
議第５６号	字の変更について
議第５７号	契約の変更について（旧御免町幼稚園改修（建築）工事）
議第５８号	財産の取得について(加治川小学校スクールバス３３人乗り)
議第５９号	財産の取得について(加治川小学校スクールバス２９人乗り)
議第６０号	公の施設に係る指定管理者の指定について （新発田市道の駅加治川）
議第７１号	新発田市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第４７号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

住　　所　　新発田市本田

氏　　名　　白田　久由

住　　所　　新発田市中央町

氏　　名　　齋藤　正子

住　　所　　新発田市新栄町

氏　　名　　池田　浩美

議第４８号

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和４８年新発田市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に、「７，７００円」を「８，０００円」に改め、同項ただし書中「７，０５０円」を「７，５００円」に、「１１，５５０円」を「１２，０００円」に改める。

第２３条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７０」を「１００分の７２．５」に改める。

第２４条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５２．５」を「１００分の５５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	

42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800	
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100	
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400	
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700	
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800		
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100		
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400		
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600		
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900		
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100		
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400		
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600		
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900		
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200		
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500		
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700		
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000		
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300		
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500		
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700		
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000		
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300		
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500		
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700		
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000		
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300		
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500		
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700		
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000		
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300		
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500		
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700		
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400			
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700			
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900			
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100			
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400			
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700			
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900			
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100			
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400			
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700			
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900			
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100			
86	275, 500	315, 300	366, 500					
87	275, 800	315, 600	366, 900					
88	276, 100	315, 900	367, 300					
89	276, 400	316, 200	367, 500					
90	276, 700	316, 500	367, 900					

	91	277,000	316,800	368,300					
	92	277,300	317,100	368,700					
	93	277,600	317,300	368,900					
	94		317,500	369,200					
	95		317,800	369,600					
	96		318,200	369,900					
	97		318,400	370,200					
	98		318,700	370,600					
	99		319,000	371,000					
	100		319,400	371,400					
	101		319,600	371,900					
	102		319,900	372,300					
	103		320,200	372,700					
	104		320,500	373,100					
	105		320,700	373,600					
	106		321,000	374,000					
	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 359,500	基準給料月額 円 405,400	基準給料月額 円 442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。ただし、第２８条第２項に規定する職員を除く。

第２条　新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２３条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７２．５」を「１００分の７１．２５」に改める。

第２４条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５５」を「１００分の５３．７５」に改める。

（新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年新発田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「４０５，０００」を「４１９，０００」に、「４５５，０００」を「４７０，０００」に、「５０８，０００」を「５２５，０００」に、「５７４，０００」を「５９３，０００」に、「６５５，０００」を「６７７，０００」に、「７６５，０００」を「７９０，０００」に、「８９３，０００」を「９２３，０００」に改め、同表備考を削る。

第８条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」を「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」に、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」を「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」に改める。

第４条　新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」を「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」に、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」を「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」と、「総額」とあるのは

「総額（職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で任命権者の承認を受けた額)」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

⑴　第１条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例第２１条第１項及び別表第１の規定　令和８年４月１日

⑵　第１条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例第２３条第２項及び第３項並びに第２４条第２項の規定　令和８年１２月１日

⑶　第３条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項の規定　令和８年４月１日

⑷　第３条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第８条第２項の規定　令和８年１２月１日

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「第１条改正後の給与条例」という。）又は第３条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の新発田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条改正後の給与条例の規定による給与又は改正

後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第４９号

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新発田市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第１０条の２第２項中「１００分の５２．５」を「１００分の５５」に改める。

第２１条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１０３」を「１００分の１０５」に改める。

第２１条の２第２項第１号中「１００分の５２．５」を「１００分の５５」に改め、同項第２号中「１００分の２６．２５」を「１００分の２７．５」に改める。

第２条　新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１０条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改める。

第１０条の２第２項中「１００分の５５」を「１００分の５３．７５」に改める。

第２１条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０５」を「１００分の１０４」に改める。

第２１条の２第２項第１号中「１００分の５５」を「１００分の５３．７５」に改め、同項第２号中「１００分の２７．５」を「１００分の２６．８

７５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定及び附則第３項から第５項までの規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和８年度における給与の差額の支給日）

４　新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和　年新発田市条例第　号）第１条の規定による新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和４８年新発田市条例第７号）第２１条及び別表第１の改正並びに改正後の給与等条例により生じた給与の差額の支給日は、令和８年度に限り、令和９年１月２９日とする。

（規則への委任）

５　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第５０号

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成４年新発田市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項に次の１号を加える。

⑹　非常災害時における前２号に掲げる事項に関する施策に関する事項

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第５１号

新発田市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

新発田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市営住宅条例の一部を改正する条例

新発田市営住宅条例（昭和３５年新発田市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項を次のように改める。

市長は、入居者の公募を市掲示場その他適当な場所における掲示及び市広報等により、住民に周知しなければならない。

第５条第１項第１号を削り、同項第２号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とし、同項第４号中「親族」の次に「(事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第７条第２項第２号、第１０条の２及び第１１条において同じ。)」を加え、同号を同項第３号とし、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項第１号から第３号まで」を「前項第１号及び第２号」に改め、同項を同条第２項とする。

第５条の２第１項中「前条第１項第１号から第３号まで」を「前条第１項第１号及び第２号」に改め、同条第２項中「前条第１項第２号イ」を「前条第１項第１号イ」に改め、「(老人等にあっては、同項第２号から第４号まで)」を削る。

第７条第３項中「入居者が」を「入居者を」に改め、同条第５項中「老人等」を「高齢者等（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者をいう。)」に改める。

第９条第１項中「、市長が規則に定める資格を有する保証人の連署する」を削り、同条第３項を削る。

第１０条の２第１項中「引続き」を「引き続き」に改める。

第１２条第１項ただし書中「市営住宅」を「住宅」に改める。

第１３条第４号中「前各号」を「前３号」に改める。

第１４条第１項ただし書中「手続き」を「手続」に、「明け渡しの」を「明渡

しの」に改め、同条第４項中「手続き」を「手続」に改める。

第１９条中「引続き」を「引き続き」に改める。

第２２条第２項中「当り」を「当たり」に改める。

第２３条の見出し及び同条第３項中「明け渡し」を「明渡し」に改める。

第２４条の２第１項中「第５条第１項第２号」を「第５条第１項第１号」に改める。

第２５条の見出し中「明け渡し」を「明渡し」に改める。

第２６条第４項第３号中「前各号」を「前２号」に改める。

第２７条の２第１項中「住宅建替事業」を「市営住宅立替事業」に、「明け渡し」を「明渡し」に改める。

第３１条中「第１７条から第２２条まで、第２３条」を「第１７条から第２３条まで」に改める。

第３５条第２項中「第５条第１項第２号」を「第５条第１項第１号」に改める。

第３６条第１項中「第１号から第３号まで」を「第１号及び第２号」に改める。

第３９条第１項中「県内に居住する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を削り、「請け書」を「請書」に改め、同条第２項中「請け書」を「請書」に改め、同条第３項を削る。

第４３条中「前条第２項」を「家賃」に、「第４１条第２項」を「駐車場使用料」に改める。

附則第５項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の新発田市営住宅条例（次項において「改正後条例」という。）第９

条の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に第７条第１項の規定により決定された入居者について適用する。

３　改正後条例第３９条（「請け書」を「請書」に改める部分を除く。）の規定は、施行日以後に第３８条第２項の規定により決定された駐車場使用者について適用する。

議第５２号

新発田市下水道条例の一部を改正する条例制定について

新発田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市下水道条例の一部を改正する条例

新発田市下水道条例（平成１２年新発田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条の３中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律(令和８年法律第６５号)の施行の日から施行する。

議第５３号

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例

新発田市児童クラブ条例（平成１８年新発田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表御免町児童クラブの項中「大栄町４丁目５番６号」を「大栄町４丁目５番１７号」に改め、同表御免町第２児童クラブの項及び御免町第３児童クラブの項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第５４号

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新発田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年新発田市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市」を加え、同項中第１０号を第１２号とし、第４号から第９号までを２号ずつ繰り下げ、第６号の前に次の１号を加える。

⑸　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

第１０条第３項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第５５号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成１６年総行市第３０号許可）の一部を次のように変更する。

別表第２の４の項中「、湯沢町」を削る。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第５６号

字の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、当市の区域内の字を別表のとおり変更し、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８９条の２第１０項において準用する同法第５４条第４項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

別表

変　更　調　書

変　更　前			変　更　後	
大字	字	地　　番	大字	字
虎丸	岩ノ沢	152 の 1、152 の 2、152 の 7	虎丸	
	向野	473、477 の 1、516 から 518 まで、519 の 1、520、533 の 3、535 から 538 まで、539 の 2、540 から 550 まで、551 の 1、551 の 2、552 から 556 まで、556 の 1、557、558 の 2、559 から 568 まで、568 の 1、569、570 の 2 の一部、586 の 1、586 の 2、587 から 595 まで、598 の 1、598 の 2、600 から 605 まで、605 の 1、605 の 2、606、607、607 の 1、607 の 2、1527 から 1551 まで、1554、1555、1557 から 1568 まで、1570、1571 の 1 から 1571 の 3 まで、1572、1573、1574 の 1 から 1574 の 3 まで、1575 の 1 から 1575 の 3 まで、1576 から 1595 まで、1605 から 1611 まで、1612 の 1、1612 の 2、1613 から 1621 まで		
		570 の 1、570 の 2 の一部、571 から 573 まで、574 の 2	田貝	
	坂ノ沢	1083 の 1	虎丸	
	櫻田	642、643 の 2、643 の 3、644 の 1、676、677、679、681 の 1、681 の 2、682 の 1、682 の 2、683 の 1、689 の 1、692、692 の 1、692 の 2、693、694 の 1、694 の 2、695、696 の 1、697 の 1、698、699 の 1、700、701 の 1 から 701 の 3 まで、702、703、705 の 1、706、707 の 1、707 の 2、708、713 の 1、713 の 2、714 の 1、714 の 2、715 の 1、715 の 2、716、717、718 の 1、720 の 1、722 の 1、722 の 3、725 から 727 まで、728 の 1、728 の 2、734 から 739 まで、1730 から 1734 まで、1735 の 1、1735 の 2、1736 から 1739 まで、1741 から 1746 まで、1747 の 1、1747 の 2、1748 から 1756 まで、1760 から 1767 まで、1768 の 1、1768 の 2、1769 から 1771 まで、1772 の 1、1772 の 2、1773、1774、1775 の 1、1775 の 2、1776、1777、1778 の 1、1778 の 2、1779、1780、1781 の 1、1781 の 2、1782、1783、1784 の 1、1784 の 2、1785、1786、1787 の 1、1788 の 1、1789 の 1、1790 の 1、1791 の 1、1797 の 1、1798 の 1、1798 の 2、1799 の 1、1800 の 1、1801 の 1、1801 の 4、1812 の 1、1813 から 1817 まで、1818 の 1、1818 の 2、1819、1840 から 1843 まで、2135 の 2、2136 の 2、2137 の 2、2138 の 2、2138 の 3、2139 から 2141 まで、2142 の 2、2144 の 2、2145 から 2148 まで、2149 の 2		

変　更　前			変　更　後	
大字	字	地　　番	大字	字
虎丸	櫻田	2151 から 2153 まで、2154 の 3、2155 の 2、 2156 から 2160 まで	虎丸	
	中通	781、788 の 2、789 から 791 まで、791 の 2、793 の 1、 795 から 797 まで、798 の一部、799 の一部、801 の 1、 801 の 2、804 の 1、804 の 2、805 の 1、805 の 2、1696、 1698 から 1701 まで、1702 の 1、1704 から 1708 まで、 1709 の 1、1710 から 1719 まで、2250 の 2、2251 の 2、 2253 の 2、2254 から 2260 まで、2261 の 2、2262 の 3、 2262 の 4		
	梨木平	1048 の 1	下楠川	
	宮ノ前	1622 の 1、1623 の 1、1624 の 1、1625 の 1、 1627 から 1629 まで、1630 の 1、1632 の 1、1633 の 1、 1634 から 1642 まで、1643 の 1、1643 の 2、1644 の 1、 1644 の 3、1647 の 1、1648 の 1、1649 の 1、1649 の 2、 1650 の 2、1650 の 3、1651 の 3、1652、1653、1654 の 1、 1654 の 2、1655 から 1663 まで、1664 の 1、1668 の 2、 1669 から 1672 まで、1673 の 1、1673 の 2、1674、 1675 の 1、1675 の 2、1676 から 1678 まで、1679 の 1、 1679 の 2、1680 から 1683 まで、1689、1690 の 1、 1690 の 2、1691、1692 の 1、1692 の 2、1693、1694 の 1、 1694 の 2、1695 の 1、1695 の 2、1838、2106 の 2、2107 の 2、 2108 の 2、2108 の 3、2109 の 2、2110 の 2、2111 の 2、 2112 の 2、2113 の 2、2114 の 2、2115 の 2、2116 の 2、 2117 の 2、2118 の 2、2119 の 2、2120 の 2、 2121 から 2124 まで、2125 の 2、2126 の 2、2126 の 3	虎丸	
	柳田一	942 の 3、942 の 4、943、945、945 の 2、945 の 3、 946 の 2、946 の 5		
	山ノ下	276 の 1、277 の 3、278、278 の 2、279 の 1、279 の 2、 280 の 1、281 の 1、281 の 2、282 の 1、282 の 3、283 の 1、 284 の 1、430 の 3、432 の 1、432 の 2、433 の 1、433 の 2		
	横道上	844 の 1、844 の 2、845 の 1、846 の 1、847、851、858 の 1		
	横道下	848、859 の 1、860、867 から 869 まで、872、873、874 の 1、 875 から 879 まで、880 の 1、881 の 1 から 881 の 3 まで、 882 の 1、882 の 2、883 の 1、889、890、891 の 1、891 の 2、 892、894、897 から 899 まで、904、907、926 の 1、927、 929 の 1、931、932 の 1、935 の 1、1820 から 1832 まで、 1833 の 1、1833 の 2、1834、1835、1836 の 1、1836 の 2、 1837、1839、1844、1845、1846 の 1、1846 の 2、1847、1848、 1851 から 1855 まで、1856 の 1、1856 の 2、1857、1858 の 1		

変　更　前			変　更　後	
大字	字	地　番	大字	字
虎丸	横道下	1858の2、1859、1860、1862の1、1862の2、 1863から1868まで、1869の1、1869の2、 1870から1873まで、1874の1、1874の2、1875の1、 1875の2、1876、1876の1、1876の2、1877、1879の1、 1879の2、1880の1、1880の2、1881、1882、 2161から2181まで、2182の1、2182の2、2183、2184、 2185の2	虎丸	
	柳田	942の2、1891の2、1892から1894まで、1895の1、 1895の2、1896の1から1896の3まで、 1897の1から1897の3まで、1898から1922まで、 1923の1、1923の2、1924の1、1924の2、1925の1、 1925の2、1926の1、1926の2、1928から1936まで、 1937の1、1944から1955まで、 1956の1から1956の3まで、1957から1976まで、 1977の1、1977の2、1978から2006まで、2007の1、 2007の2、2008から2014まで、2015の1、2015の2、 2016から2043まで、2044の1、2044の2、 2045から2053まで、2054の一部、2058の1の一部、 2059の1、2059の2、2060の1、2060の2、 2061から2068まで、2069の1、2070の1の一部、 2071の1から2071の3まで、2072、2073の1、2073の2、 2074、2075の1、2076から2080まで、2081の1、 2081の2、2082の1、2082の2、2083から2089まで、 2090の1、2091の1、2092、2093の1、2093の2、 2094から2097まで、2098の1、2098の2、2099の1、 2099の2、2100の1、2100の2、2101の1、2101の2、 2102の1、2102の2、2103から2105まで、2194の2、 2194の3、2195から2201まで、2202の2、2203、2204、 2208の2、2209から2223まで、2224の2の一部、 2225の4の一部、2226の2、2227の2の一部、 2228の2の一部、2229の2、2230の2、2231の2、 2232の2、2233から2237まで、2238の2、2239、 2240の2、2241から2244まで、2245の2、2246の2		
田貝	向野	1443の2の一部、1446の1、1446の2、1447の1の一部、 1448の1、1448の2、1449の2の一部、1453の2、 1454の6から1454の9までの各一部		
	飛地	1468、1469の1、1469の2、1469の5から1469の13まで、 1517、1524の1から1524の4まで、1525の1、1525の2、 1526の1		

変　更　前			変　更　後	
大字	字	地　番	大字	字
本間新田	三島	1 の 5、1 の 6、19 の 1、20 の 11、21 の 2	虎丸	
	田貝	404 の 7 の一部、407 の 4 の一部		
	虎丸	441 の 2、441 の 4、441 の 5、441 の 20、445、446 の 1、 448 の 1、448 の 2、449 の 1、451、453 から 456 まで、 457 の一部、458、464 の一部、466 の一部、932 の一部		
上楠川	下川原	644 の 1		
	中川原	636 の 1、636 の 2、637 から 643 まで、647、648、 649 の 1 から 649 の 3 まで、649 の 7、649 の 8、782 の 1、 782 の 5、782 の 6、782 の 8、782 の 9		
田貝	向野	1261 の 1、1264、1266、1268、1269 の 1、1269 の 2、1271、 1272 の 1、1275 の 1、1277、1278、1279 の 1、1279 の 2、 1280 の 1、1280 の 2、1282 の 1 から 1282 の 4 まで、1283、 1295、1296 の 2、1296 の 4、1297 の 1 から 1297 の 3 まで、 1298 の 1 から 1298 の 3 まで、 1299 の 1 から 1299 の 3 まで、1300 の 2、 1300 の 4 から 1300 の 6 まで、1304 の 1、1304 の 3、 1304 の 4、1304 の 6、1304 の 7、1305 の 1、1305 の 2、 1306、1308、1309 の 1、1309 の 2、 1311 の 1 から 1311 の 3 まで、1313 の 1、1313 の 2、 1313 の 4 から 1313 の 7 まで、 1314 の 1 から 1314 の 5 まで、1317 の 1、1317 の 2、 1318 の 1、1318 の 2、1319 から 1329 まで、1330 の 1、 1330 の 2、1334 から 1336 まで、1337 の 1、1337 の 2、 1338 の 1、1338 の 2、1339 から 1343 まで、1344 の 1、 1344 の 2、1345 の 1、1345 の 2、1346、1347、 1349 から 1351 まで、1352 の 1、1352 の 2、 1353 の 1 から 1353 の 4 まで、1354 の 1、 1354 の 3 から 1354 の 5 まで、1355 の 1、1355 の 2、 1356 の 1 から 1356 の 3 まで、1357 から 1359 まで、 1360 の 1、1362 の 1、1363 の 1、1369 の 4、1375 の 3、 1376 の 1、1376 の 3、1379 の 1、1379 の 2、 1380 から 1383 まで、1385、1386 の 1、1386 の 2、 1387 から 1389 まで、1390 の 1、1390 の 3、1400 の 1、1401、 1404 の 1、1404 の 2、1405 から 1408 まで、1410 の 1、 1410 の 2、1411 の 1、1411 の 2、1412、1413 の 1、1413 の 2、 1415、1416、1419、1420 の 1、1420 の 2、1421 の 1、1422、 1423、1425、1430 から 1432 まで、1433 の 1、1433 の 2、 1434 の 1、1434 の 2、1435、1436 の 1、1436 の 2、1437 の 1、 1437 の 2、1438、1439、1441 の 1、1443 の 1	田貝	

変　更　前			変　更　後	
大字	字	地　番	大字	字
田貝	向野	1443 の 2 の一部、1444、1445、1447 の 1 の一部、 1449 の 1、1449 の 2 の一部、1450 の 1 から 1450 の 3 まで、 1451、1452、1453 の 1、1454 の 1 から 1454 の 5 まで、 1454 の 6 から 1454 の 9 までの各一部、 1455 から 1457 まで、1457 の 2、1458 から 1461 まで、 1463、1464、1465 の 1、1465 の 2、1466	田貝	
本間新田	田貝	404 の 1、404 の 4 から 404 の 6 まで、404 の 7 の一部、 405、406 の 1、406 の 2、407 の 1 から 407 の 3 まで、 407 の 4 の一部		
	新林	54 の 1、56 の 1、57 の 1	本間新田	
	虎丸	457 の一部、463、464 の一部、465、466 の一部、468、471、 932 の一部		
虎丸	中通	798 の一部、799 の一部、800		
下楠川	樋向	494 の 1、495 の 1、499 の 1、499 の 3、500 の 1、501 の 1	下楠川	
下羽津	亀淵	1646、1649 の 1		
虎丸	柳田	2054 の一部、2055、2056、2057 の 1、2058 の 1 の一部、 2070 の 1 の一部、2224 の 2 の一部、2225 の 4 の一部、 2227 の 2 の一部、2228 の 2 の一部		

及び当該変更に伴う公有地を含む。

議第５７号

契約の変更について

令和８年６月２９日市議会６月定例会議第１３号議案で可決を得た旧御免町幼稚園改修（建築）工事の契約締結について、その一部を次のとおり変更するものとする。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

契約金額「２４５，３００，０００円」を「２９１，４２３，０００円」に改める。

議第５８号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

１　財　　産　　名　　加治川小学校スクールバス３３人乗り２台

２　契 約 の 方 法　　制限付一般競争入札

３　契　約　金　額　　２２，７４３，１５２円

４　契約の相手方　　新発田市石喜１７９番地２
有限会社　難波モータース
代表取締役社長　難波　寛

議第５９号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

１　財　　産　　名　　加治川小学校スクールバス２９人乗り２台

２　契 約 の 方 法　　制限付一般競争入札

３　契　約　金　額　　２１，１９６，５５２円

４　契約の相手方　　新発田市石喜１７９番地２
有限会社　難波モータース
代表取締役社長　難波　寛

議第６０号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

記

1　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新発田市道の駅加治川

2　指定管理者

新潟市江南区両川２丁目３９２７番地１５

株式会社ヴァーテックス

代表取締役　帆苅　学

3　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議第７１号

新発田市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１２月８日提出

新発田市長　　二階堂　　馨

新発田市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

新発田市妊産婦医療費助成に関する条例(平成１７年新発田市条例第３３号)の一部を次のように改正する。

第６条中「の属する月の翌月の初日」を削る。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

(経過措置)

２　改正後の新発田市妊産婦医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に妊娠の届出をした者について適用する。